破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１号
奈良県吉野郡吉野町大字峰寺25番地の２
破産者　辻本　　勉
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１８９号
鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目９番６号
破産者　梶山　明男
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５７３号
埼玉県上尾市本町３丁目11番７号
破産者　大澤　育子
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１１号
埼玉県戸田市上戸田３丁目12番13―301号、旧住所埼玉県戸田市大字新曽896番地の１　レクセル戸田209号室
破産者　野崎　哲男
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
埼玉県川口市大字安行領根岸1281番地　コーポ根岸415号
破産者　稲毛　幸雄
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢222番地357
破産者　伊藤　幹夫
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４９６号
名古屋市守山区瀬古２丁目306番地　瀬古団地８棟605号、開始決定時の住所名古屋市北区米が瀬町４番地の１
破産者　水谷　好雄
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１００９号
名古屋市緑区篠の風１丁目312番地
破産者　長谷川寛子
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１３号
名古屋市西区香呑町４丁目40番地
破産者　奥野　秀樹
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４８号
愛知県東海市中央町４丁目３番地の２　久野中央ビル303号
破産者　海野　孝弘
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３００号
滋賀県草津市野村６丁目14番22号、前住所滋賀県草津市矢橋町2070番地１　ヴィア・プレッソ805号
破産者　木村鐘雄こと　朴　　鍾雄
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８７号
滋賀県草津市西渋川２丁目10番20号
破産者　園田　治義
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６２号
大津市大江３丁目28番２号
破産者　牧野　正美
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１９号
鹿児島県鹿児島市上荒田町16番26号　福永ビル305号
破産者　山元　泰三
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６０７号
北海道江別市美原223番地の１、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸４条18丁目１番50―121号
破産者　山田美紀枝（開始時の姓藤野）
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８４号
札幌市南区藤野682番地37
破産者　石川　文雄
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６号
仙台市泉区南中山２丁目25番地の１　東北高等学校三楽寮102、従前の住所宮城県黒川郡大和町宮床字森ノ腰107番地の３　メゾン森ノ腰203
破産者　高橋　　達
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
山形県尾花沢市新町中央４番15号　丸荘アパート１号室
破産者　奥山　滋男
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
山形県天童市北久野本４丁目19番16号　ヤスラギハイツ
破産者　陶山　鋭治
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部